

今帰仁村第 10 期高齢者福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

今帰仁村第 10 期高齢者福祉計画策定業務委託

2. 業務の目的

本計画は、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしく自立し安心して暮らしていける長寿社会の実現を目指し、保健・福祉・介護サービスの提供のほか、生きがい支援、地域の支え合い、権利擁護など、高齢者を支援するための令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間に於いて、今帰仁村の施策の方向性や取組みを明らかにするものである。

また、いわゆる「団塊のジュニア世代」が高齢者となる 2040 年（令和 22 年）を踏まえて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を目指すものであり、2040 年に至るまでの段階的な取組みの充実を図るための中間段階の計画として位置づける。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

4. 業務内容

受注者は、下記に定める業務内容を実施するものとする。また、今後、発注者が必要と認められる業務が発生した場合は、協議のうえ、速やかに実施するものとする。

（1）計画の立案

村が提供する令和 7 年度今帰仁村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、新たな計画に向けて現状・課題等を整理し、現状・課題等に対応した施策を立案する。

また、介護予防事業等の効果を実現するための道筋を体系的に図示化し、それぞれの事業がどのような成果を生み出し、最終的にどのような影響を与えるかを示すものとする。。

（2）サービス利用の実績分析・将来推計・サービス見込量の設定

介護予防・日常生活支援総合事業及び介護保険給付サービスなどについて、年度ごと・サービス種類ごとの見込量を推計し、目標値の設定及び目標達成のための施策を検討する。

(3) 各種計画骨子案・計画書素案作成作業

策定委員会での議論や関係機関の協議・調整を図ったうえ、骨子案、計画書素案のとりまとめを行う。

(4) 策定委員会への出席と資料提供

策定委員会の運営支援（委員会 3 回）及び事務局との打合せ（随時）

①会議への出席、運営支援

＊本計画の説明ができる担当者が出席し、必要に応じて調整や助言を行うこと。

②会議資料の作成

③議事録の作成

④計画の策定に関し、担当者との調整や助言

(5) 制度改正に伴う動向の把握と作業工程表の作成

国、県及び沖縄県介護保険広域連合の次期計画に係る基本指針、介護保険制度等の制度改正をめぐる動向把握と課題整理について、厚生労働省関連資料等を収集したうえで、今帰仁村の次期計画に反映できるかどうか検討を行い、国・県のスケジュールを踏まえた事務作業の日程表と作業内容、調査、検討項目について提出すること。

5. 成果品

①今帰仁村第 10 期高齢者福祉計画

A 4 版／100 部、表紙：カラー、本文：一色、70 ページ程度

②電子データ（CD-R 等）

※電子媒体の原稿については、マイクロソフト社製「word」「Excel」等を使用して、閲覧及び修正が可能な形式を用いること。また、ホームページで公開、閲覧できるよう PDF ファイルも含む。

6. その他

(1) 業務の実施にあたり、本仕様書等に疑義が生じた場合、委託者と受託者はその都度協議し、決定するものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係者のプライバシー及び個人情報の保護に万全を期すものとし、本業務に関して知り得た情報、業務内容、関連資料その他一切の情報を第三者に漏えいし、または本業務の目的以外に使用してはならない。また、個人情報を含む資料については、今帰仁村個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱うこと。また、本業務完了後に、電磁的・紙媒体を問わず、データの復元が不可能となるよう適切に処理すること。

(3) 国や県から示される計画策定に関する指針等の資料は、最新のものを本業務に反映させること。

- (4) 当委託によって生じる著作権及び成果品の帰属は、すべて今帰仁村とする。
- (5) 本業務は成果品の検査合格をもって完了とする。
- (6) 受託者は本業務の遂行に当たって、管理責任者等を選任し、今帰仁村の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、管理責任者等は、高齢者福祉計画等の介護保険分野における計画策定業務に関する知識を十分に有する者とする。